

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	平成元年 8 月 1 6 日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	輪島市	職員数 (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	1,259 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	874
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.265 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	19.8 (H19)
		経常収支比率 (%)	98.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[ 合併期日：平成18年2月1日 輪島市、門前町 ]

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	輪島市農業集落排水事業健全化計画
計画期間	平成19年～平成23年度
計画策定責任者	輪島市長 梶 文秋
既存計画との関係	輪島市集中改革プラン（平成18年度～平成21年度）
公表の方法等	ホームページにて公表
基本方針	地形的に建設費が高額となり、高齢化率も高いため一般会計からの繰入が多額となっている。適正な料金への見直しや、維持管理のコスト軽減を図り収支改善に努めたい。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	2	21		23
	補償金免除額	0.3	5		6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	2,191	20,780		22,972
合 計 (A)		2,191	20,780		22,972
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,191	20,780		22,972

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0			
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0			

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>集落が点在してあるため建設費が高く、料金収入に比較して元利償還額が高い。</p> <p>本年3月の能登半島地震により供用区域において家屋にかなりの被害があった。高齢化がすすんでいるため家屋の再建があまり進んでいない。</p>	
経営課題	課 題	維持管理費の縮減
	<p>現在においても、民間委託を図り経費節減に努めているが、複数の処理場での薬剤の一括購入や契約方法の見直しなどを行い更なる経費節減を図る。</p>	
	課 題	適正な料金水準の確保
	<p>加入状況や経営状況を勘案しながら、適正な料金水準を維持していきたい。</p>	
	課 題	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2134 427"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2134 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675">               国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方             </td> <td data-bbox="611 531 2134 675">               国家公務員の給与構造改革に準じて平成18年より見直し実施済。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 810">               技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方             </td> <td data-bbox="611 675 2134 810">               技能労務職員の給与については、俸給表や昇級等については、原則、国の基準に合わせた取り扱いを行っており、民間企業の状況等に鑑み今後の取り扱いについて検討したい。なお、今後は技能労務職員の新規採用については原則行わない考えである。取組方針の公表時期については、今年度末までに行いたい。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 810 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 810 2134 954">退職時特別昇給については平成17年度より廃止済。退職予定特昇についても平成19年度より廃止済。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2134 1093">平成18年度より職員互助会への公費負担を廃止。また、平成19年度には職員互助会を廃止。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況		給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じて平成18年より見直し実施済。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員の給与については、俸給表や昇級等については、原則、国の基準に合わせた取り扱いを行っており、民間企業の状況等に鑑み今後の取り扱いについて検討したい。なお、今後は技能労務職員の新規採用については原則行わない考えである。取組方針の公表時期については、今年度末までに行いたい。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については平成17年度より廃止済。退職予定特昇についても平成19年度より廃止済。	福利厚生事業のあり方	平成18年度より職員互助会への公費負担を廃止。また、平成19年度には職員互助会を廃止。	
地方公務員の職員数の純減の状況													
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じて平成18年より見直し実施済。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員の給与については、俸給表や昇級等については、原則、国の基準に合わせた取り扱いを行っており、民間企業の状況等に鑑み今後の取り扱いについて検討したい。なお、今後は技能労務職員の新規採用については原則行わない考えである。取組方針の公表時期については、今年度末までに行いたい。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については平成17年度より廃止済。退職予定特昇についても平成19年度より廃止済。												
福利厚生事業のあり方	平成18年度より職員互助会への公費負担を廃止。また、平成19年度には職員互助会を廃止。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">               維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組             </td> <td data-bbox="611 1201 2134 1345">               課題 長期委託契約など契約方法の見直しや他の処理場と薬剤などを一括購入することにより経費を削減する。また、必要のないもの、過度のものについては削減する。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1476">               指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用             </td> <td data-bbox="611 1345 2134 1476">               課題 現在のところ指定管理者制度の導入の予定はない。管理部門については、100%民間委託を導入している。今後、経費を極力抑えることができる様な手法を検討していく。PFIの活用については、具体的な導入の予定はない。             </td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 長期委託契約など契約方法の見直しや他の処理場と薬剤などを一括購入することにより経費を削減する。また、必要のないもの、過度のものについては削減する。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 現在のところ指定管理者制度の導入の予定はない。管理部門については、100%民間委託を導入している。今後、経費を極力抑えることができる様な手法を検討していく。PFIの活用については、具体的な導入の予定はない。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 長期委託契約など契約方法の見直しや他の処理場と薬剤などを一括購入することにより経費を削減する。また、必要のないもの、過度のものについては削減する。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 現在のところ指定管理者制度の導入の予定はない。管理部門については、100%民間委託を導入している。今後、経費を極力抑えることができる様な手法を検討していく。PFIの活用については、具体的な導入の予定はない。												

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題 加入状況や経営状況を考慮しながら適正な料金を維持していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	平成20年3月議会において議会に対し説明をおこない、その後、広報やホームページなどで公開していきたい。
5 その他	課題 加入率向上のため戸別訪問による勧誘、イベント等に啓発活動を行う。また、収納率向上については、口座振替の促進や、滞納料金の個別徴収などを行い収納率の向上に努める。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後の経営状況を勘案しながら適正な料金に改定する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計よりの赤字補填的な繰入を解消するため、戸別訪問などを行い加入促進を図る。
4 その他	維持管理委託業務の契約方法の見直しや業務内容の見直しにより経費の削減を図る。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)  
 2 年度別目標等  
 (5) 下水道事業

(単位:千円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)				791	779		779	779	779	779	779	
	A 増減					-12		0	0	0	0	0	
	水洗便所設置済人口(人)				496	492		502	512	522	532	542	
	B 増減					-4		10	10	10	10	10	
	水洗化率(%)				63	63		64	66	67	68	70	
	C 増減					1		1	1	1	1	1	
	有収水量(m <sup>3</sup> )				39,885	40,585		41,600	43,000	43,800	44,800	45,600	
	D 増減					700		1,015	1,400	800	1,000	800	
	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)				219	224		224	223	224	223	224	
E 増減					5		-0	-0	1	-1	1		
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)													
F 増減													
収納率(%)				95	98		98	99	99	99	99	100	
G 増減					2		1	0	0	0	0	0	
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)					0		0	0	0	0	0	
	職員数(人)					0		0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)				12,491	12,169		10,702	10,700	10,700	10,700	10,700	
	I 増減					-322		-1,467	-2	0	0	0	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)				16	16		14	14	14	14	14	
	J 増減					-0		-2	0	0	0	0	
	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)				1,529	1,329		1,294	1,495	1,392	1,326	1,279	
	K 増減					-201		-35	201	-103	-65	-47	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)				31	30		26	25	24	24	24	
L 増減					-1		-4	-1	-1	-1	-0		
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1,000)				14	17		17	15	16	17	18		
累積欠損金比率(%)					3		0	-2	1	1	1		
企業債現在高(百万円)				894	874		853	832	811	791	767		
増減					-20		-21	-21	-21	-20	-24		
収入の確保	使用料収入					350	350	219	299	199	199	199	1,115
	改善額					137	137	170	270	172	161	170	943
	有収水量の増加												
	使用料の適正化												
	収納率の向上					213	213	49	29	27	38	29	172
その他													
経営の効率化	管理運営費					0	0	500	1,100	1,100	1,100	1,100	4,900
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					0	0	500	1,100	1,100	1,100	1,100	4,900
	改善額					0	0	500	1,100	1,100	1,100	1,100	4,900
	職員給与費の適正化					0	0	500	1,100	1,100	1,100	1,100	4,900
	維持管理費(上記以外)の適正化					0	0	500	1,100	1,100	1,100	1,100	4,900
	うち職員給与費中の退職手当					0	0	500	1,100	1,100	1,100	1,100	4,900
その他													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							350						6,015
改善額 合計												6,015	
(参考) 補償金免除額												5,838	

計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>3</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

'収入の確保'その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

'経営の効率化'その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

使用料適正化の考え方	接続率の向上を図り対応していきたい。今後の経営状況を勘案しながら使用料適正化を図りたい。
民間委託の取組状況	現在、維持管理業務は民間に委託している。他の処理場の監理も含め契約し経費節減を図りたい。
その他に記載された項目に関する取組等	専用回線を有線放送からNTT等に切替ることにより経費節減となる。